

# 子育て応援特別手当

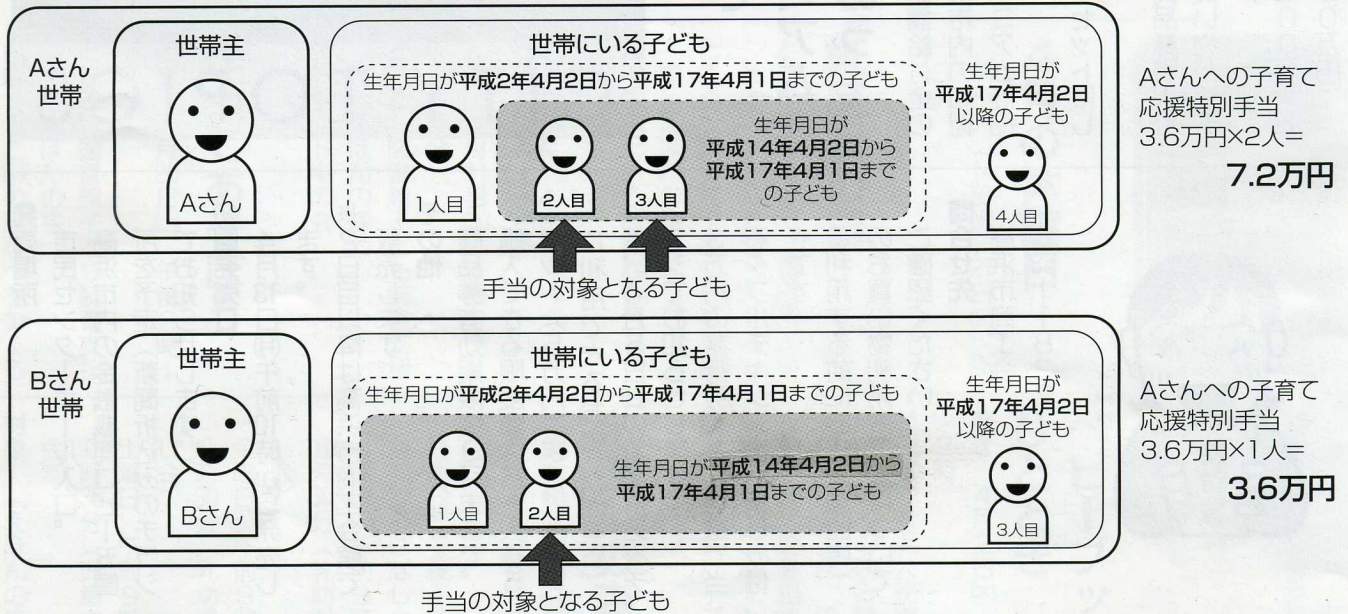
子育て応援特別手当とは、平成20年10月に決定された「生活対策」の一環です。

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6,000円を支給します。

**対象となる子ども** 平成20年度において、小学校就学前3年間に該当する子ども（平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子ども）であって、第2子以降の子ども

※第2子の判定は、18歳以下の子ども（平成2年4月2日以降生まれの子ども）の中から年齢順に第1子、第2子と数えます。

※対象となる子どもと第1子が別居している場合でも、該当となる場合がありますので、問い合せてください。



**手当の額** 対象となる子ども1人あたり3万6,000円を同居している世帯主に支給。

**申請の手続き** 手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が申請することが必要です。手当の受取は、原則として、口座振込となります。

**申請の方法** 平成21年2月1日現在の住民基本台帳をもとに、該当する世帯主に申請書を送付します。申請書に必要な書類を添付し、提出してください。世帯主が手続きできない場合は、同一世帯の成人者が代理で申請することができます。

**申請期間** 3月25日(水)～9月25日(金)

**その他** 別世帯のお子さんを扶養している場合など、通知が送付されないケースもありますので、申し出てください。

## 必要書類

世帯主が申請する場合	代理人が申請する場合
①世帯主の本人確認書類の写し ②世帯主名義の銀行口座の分かるもの(通帳など)の写し	①世帯主の本人確認書類の写し ②代理人の本人確認書類の写し ③代理人名義の銀行口座の分かるもの(通帳など)の写し

※本人確認書類とは、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書など、公の機関が発行した写真付きの証明書などです。

※ゆうちょ銀行は取り扱いいたしませんので、その他の金融機関をご利用ください。

※外国籍の方は、在留資格および在留期限の確認が必要となりますので、世帯主および対象となる子ども全員の外国人登録証明書の写しを添付してください。代理人が申請する場合は、代理人の外国人登録証明書の写しも必要となります。

問合せ先 市役所定額給付金グループ ☎ 52 - 1111 (内線 353、354)